

職場で

ハラスメント を受けて困ったときは…

滋賀労働局雇用環境・均等室に

ご相談ください!!



NO!
セクハラ

NO!
マタハラ

NO!
パワハラ

NO ハラスメント



- 職場におけるハラスメントの問題が大きくクローズアップされています。
- このたびの労働施策総合推進法等の改正により、令和2年6月1日より、事業主による職場のパワーハラスメント防止対策が義務化されます(中小企業は令和4年3月31日まで努力義務)。また、現在でも事業主の義務となっている、セクシュアルハラスメント等の防止対策が強化されます。
- パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、いわゆるマタニティハラスメントなど、様々なハラスメントのことでお悩みの方、お困りの方、一人で悩まず、ぜひ相談窓口にご相談ください!

相談して
ください!

滋賀労働局雇用環境・均等室 があなたのお力になります!

滋賀労働局雇用環境・均等室

受付時間 8時30分～17時15分(閉庁時刻)

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。
できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 077-523-1190

住所 大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎4階



匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。
まずは相談してください!! 相談は無料です!

2

Q. どのような相談ができますか?

職場でのパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、また、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントなど、職場における様々なハラスメントの問題についてご相談いただけます。

【例えば…このようなご相談をお受けしています】

- ◆ 仕事上のミスをきっかけに、上司から毎日のように「給料ドロボウ」「役立たず」「辞めてしまえ」などと言われ、仕事に行くのがつらい。
- ◆ 職場の宴会で酔った上司から身体を触られ、会社に相談したものの、「酒の上の話」と言って取り合ってもらえない。また、相談したことが上司に知られ、毎日つらく当たられている。
- ◆ 妊娠を報告したら、事業主から「次の契約は更新しない」と言われた。
- ◆ 育児休業を取りたいと上司に相談したところ、「男が育休なんか取るな」と言われ、諦めざるを得ない。

Q. 女性しか相談できませんか?

男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. ハラスメントがきっかけで会社ともめています。労働局では何をするのですか?

相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、助言・指導やあっせん、調停会議による紛争解決援助を行っています。

それぞれのハラスメントの定義とは…?

パワーハラスメント(パワハラ)

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの優越的な関係を背景とした、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、職場環境を害すること(身体的若しくは精神的な苦痛を与えること)をいいます。



セクシュアルハラスメント

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗(しつよう)な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。



妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い、および 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない(契約社員の場合)といった行為を「不利益取扱い」といいます。また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。



3